

旭川テニス協会加盟団体実行委員会規程

(令和5年2月27日理事会決定)

(設置)

第1条 旭川テニス協会(以下「本会」という。)に旭川テニス協会加盟団体実行委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び実施する。

- (1) 加盟団体戦の競技方法等に関する事。
- (2) 加盟団体戦の企画立案及び実施
- (3) その他、加盟団体戦に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 加盟団体実行委員会委員長
- (2) 加盟団体実行委員会副委員長
- (3) 各加盟団体から推薦された団体推薦理事
- (4) その他本会会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、本会会長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。